

令和5年度第5回定例
松本市教育委員会会議録

松本市教育委員会

令和5年度第5回定例松本市教育委員会会議録

令和5年度第5回定例松本市教育委員会が令和5年8月24日午後3時00分教育委員室に招集された。

令和5年8月24日（木）

議 事 日 程

令和5年8月24日午後3時00分開議

- 第1 開 会
- 第2 教育長挨拶
- 第3 議 事

[議案]

- 第1号 松本市教育文化センター運営委員会委員の委嘱について【非公開】
- 第2号 松本市教育委員会の所管に係る松本市公共施設案内・予約システムの利用等に関する規則の一部改正について
- 第3号 松本市立博物館条例施行規則の一部改正について

[報告]

- 第1号 就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の支給事務に係る個人番号利用について
- 第2号 図書館システムサーバ更新及び松本市松南地区公民館改修工事に伴う休館について
- 第3号 史跡松本城整備研究会委員等の委嘱について
- 第4号 松本市立博物館開館記念式典とオープニングイベントについて【非公開】

[その他]

〔出席委員〕

教 育 長	伊 佐 治 裕 子
教育長職務代理者	小 柳 廣 幸
教 育 委 員	佐 藤 佳 子
//	春 原 啓 子
//	福 澤 崇 浩

〔出席職員〕

教 育 次 長	逸 見 和 行
教 育 監	坂 口 俊 樹
教育政策課長	小 西 え み
学校教育課長	清 沢 卓 子
中央図書館長	藤 森 千 穂
城郭整備担当課長	竹 内 靖 長
博物館長	加 藤 孝

〔事務局〕

教育政策課	
教育政策担当係長	伏 見 宏 美
教育政策担当係長	降 籬 基

《開会宣言》 午後3時00分

伊佐治教育長は令和5年度第5回定例松本市教育委員会の開会を宣言した。

教育長 定刻になりましたので、第5回定例会教育委員会を開催いたします。

昨日、長野県知事の記者会見で、新型コロナウイルス感染症の状況が、医療警報と同等の状況になりつつあるとお話がありました。今のところ学校からコロナによる学級閉鎖等の連絡はありませんが、もしかすると来週くらいから出てくるかもしれないと思っています。

そんな中、明日からいよいよセイジ・オザワ松本フェスティバルのオーケストラのプログラムが始まります。長丁場になりますが、福澤委員もボランティアを頑張ってください。

また、市内4か所目の教育支援センターとなる、寿教育支援センター（愛称よつば）が、いよいよ8月31日にオープンいたします。委員の皆さまにも、可能な範囲で開所式と施設見学にお越しいただければと思います。

折しも、県では、不登校支援のための「信州型フリースクール認証制度検討会議」が開かれ、来年度からの制度設計が概ねできたということです。松本市の教育顧問である荒井先生が座長となり進んでおりますので、追い風になればと思っております。

それでは、令和5年度第3回の定例教育委員会の会議録について、あらかじめご覧いただきましたが、承認ということでよろしいでしょうか。

（「結構です」との声あり）

《署名委員の指名》

教育長 本日の会議録の署名委員は、小柳委員と佐藤委員をお願いいたします。

《議案審議》

教育長 本日の案件ですが、議案が3件、報告が4件となっております。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第14条第7号に基づきまして、人事に関する事件、それからその他の事件について教育長または委員の発議により出席者の3分の2以上の多数で議決したときはこれを非公開とすることができるかとされています。

議案第1号は人事案件のため、報告第4号は市長部局との調整がまだ完了していないため、非公開にさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

それでは、議案第1号及び報告第4号につきましては非公開としますので、最後に協議することといたします。

<議案第2号> 松本市教育委員会の所管に係る松本市公共施設案内・予約システムの利用等に関する規則の一部改正について

教育政策課長 説明

教育長 何かご質問、ご意見はございますか。よろしいですか。

それでは、議案第2号については承認といたします。

<議案第3号> 松本市立博物館条例施行規則の一部改正について

博物館長 説明

教育長 ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

佐藤委員 新旧対照表の3/13ページで、期間を示す単位として「1週間」、「2週間」、「4週間」という表現がありますが、「7日間」を「1週間」としないことに、何か意味があるのでしょうか。

博物館長 期間としては同じですので、正しい表記について、再度法制担当と協議して確認させていただきます。

教育長 ほかにはございますか。

それでは、「7日間」という表現は法制担当に確認いただくこととし、議案第3号については承認といたします。

<報告第1号> 就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の支給事務に係る個人番号利用について

学校教育課長 説明

教育長 ご質問、ご意見はありますでしょうか。保護者の負担を軽減することが目的となっています。

春原委員 転入者が証明書を取得する必要がなくなるということですね。現在、ほかの

7事業でも同様の対応を行っているとのことですが、マイナンバーカードが支障をきたしている部分もあるようで、手続きがうまくいかない場合は、弾力的な対応を考えていますか。

学校教育課長 個人住民税は、その年の1月1日時点で住所がある市町村で課税されるため、松本市に転入された方は、以前の市町村から所得・課税証明書を取得しなければならず、証明書の発行にもお金がかかりますし、実際にそこに行って申請する方もいらして、実はご意見をいただいている状況がありました。

マイナンバーでいろいろな問題が出てきている中で、情報連携したくない方もいらっしゃると思いますので、あくまでも選択肢の一つとして、マイナンバーを積極的に使いたい方にとっては、ご自身や家族の番号を記入するだけで手続きが済むということで、利便性が向上すると認識しています。

春原委員 利用するかしないかはご本人の自由という前提ですね。

学校教育課長 はい、そうです。

教育長 ほかにはいかがでしょうか。

もしマイナンバーカードに紐づいた情報が間違っていると、所得・課税額証明書の内容をご本人が確認することなく審査に回っていくことになるのでしょうか。

教育政策担当 マイナポータルサイトで、ご自身のマイナンバーカードを認証させると、その時点での所得の情報が確認できますので、提出前にマイナポータルで見ただけであれば確認できるかと思います。

教育長 マイナポータルも、最初の頃は安定性があまり良くなかった覚えがあるのですが。

教育政策担当 マイナポイント事業が始まったときに、多くの国民がマイナンバー連携をしようとしてサーバーがダウンしたというのは、よくニュースになっていました。国も補強してサーバーを拡充していると聞いています。

佐藤委員 7事業で同様の情報連携を行っていると思いますが、「同様の」という意味は、前住所地での所得・課税証明書を取得するという意味でしょうか。

学校教育課長 事業によって、必要な情報が必ずしも課税の情報とは限らないため、それぞれの事業の申請書において確認する情報が明示されており、その上で同意の欄にご記入いただき、情報連携を行い確認しています。

佐藤委員 一つの課に提出すればよいというものではなくて、各課に書類を提出するということですね。

学校教育課長 はい。それぞれの事業の申請書に個人番号を書いていただいた上で、情報連携することに同意を得ることになります。

佐藤委員 障がい福祉課の給付と就学援助を受ける方で、重なる方もいらっしゃるのかなと思いましたのでお聞きしました。

教育長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
では、報告第1号については承認といたします。

<報告第2号> 図書館システムサーバ更新及び松本市松南地区公民館改修工事に伴う休館について

中央図書館長 説明

教育長 今回は少し長い休館となりますが、ご質問、ご意見はありますでしょうか。
サーバーの更新はめったにないことですよね。

中央図書館長 そうです、5年に一度です。

教育長 公民館の窓口で貸し出すということは、端末はどうするのですか。

中央図書館長 図書館の端末を、公民館の事務室内に移動して対応することになっています。

教育長 よろしいでしょうか。
では、報告第2号について承認といたします。

<報告第3号> 史跡松本城整備研究会委員等の委嘱について

城郭整備担当課長 説明

教育長 ご意見、ご質問はありますでしょうか。どうしても、文化財分野の委員会の委員は、在任期間が長い方が多くいらっしゃいます。

小柳委員 この委員会の委員として専門的な知識、経験を必要とするなら、委員の任期や年数を決める必要があるのでしょうか。

教育長 任期は必要です。もし1期当たりの年数を長くしたとしても、松本市附属機関等の設置等に関する要綱では、就任時3期又は6年を超えないものとするので、どちらにしても6年は超えてしまうことになります。

小柳委員 14期目とか11期目というと、就任時3期をかなり超えており、ほかの委

員と比較すると長いなと思ってしまいます。この先生方に専門的な立場で就任してもらいたいとなると、年数を決めなくてもよいのではないかと思ったのですが。

教育長 任期を決めないということはできないですね。

城郭整備担当課長 はい。任期は必ず決めさせていただきますし、その時の整備の課題に対して最適な方を選ぶことが第一だと思います。その結果として、現在の方々になっております。要綱の規定にあてはめながら、特殊性があるため、長期にわたる委員の方々はそれぞれ選任する理由がありますので、ご理解いただきたいと思えます。

小柳委員 わかりました。では別の質問ですが、この委員会の委員は、市内・県内在住といった条件はあるのでしょうか。

城郭整備担当課長 特にございませぬ。

小柳委員 私はこの先生方に後任を推薦していただく方向でお話をしているとは思いますが、居住地という条件がなければ、適任の方はまだまだいらっしゃるのではないかなと思えます。

城郭整備担当課長 その辺はまた検討いたしますが、ちょうど今、松本城の整備は非常に重複していろいろな課題がありますので、その課題を解決するためには、この先生方をお願いさせていただければと思っております。

教育長 文化財行政において、この先生方は信頼と定評があります。ただ、後任を育てていかなければならないという視点は大事だと思えます。

佐藤委員 後任の方を育てていかなければならない場合、長期間お務めの委員と、後任候補の委員の任期が重なる期間が必要ではないかと思えます。

教育長 佐藤委員のおっしゃった視点で、渡邊先生や吉田先生にご推薦いただき、指導助言者の立場で中堅の方にもうお二人お入りいただくなど、次回の時は考えていただいているのでしょうか。

城郭整備担当課長 分かりました。

教育長 長野県スクールソーシャルワーカーの方は、どうしてお入りいただいたのですか。

城郭整備担当課長 学校の校長先生をされていた方で、去年まで松本大学教育学部にいらした方です。松本城整備の子どもたちへのアプローチということで、教育的なご

意見をいただいております。

教育長

よろしいでしょうか。

では、報告第3号については承認とさせていただきます。

これまでの公開の案件について、何かご意見はございますか。

それでは、引き続き非公開の案件に入りたいと思います。

<議案第1号> 松本市教育文化センター運営委員会委員の委嘱について【非公開】

非公開案件につき内容省略

⇒ 承認

<報告第4号> 松本市立博物館開館記念式典とオープニングイベントについて【非公開】

非公開案件につき内容省略

⇒ 承認

《閉会宣言》

伊佐治教育長は、令和5年度第5回松本市教育委員会を閉じる旨宣言した。

<午後4時29分閉会>

会議録調製職員

教育政策課教育政策担当係長

伏見 宏美

会議録署名委員

佐藤 佳子

小柳 廣幸
